受理番号第６号

平成２４年8月２３日

守谷市議会議長　松丸　修久　様

陳 情 者
住　　所　茨城県守谷市本町３４５０番地の６
氏　　名　酒井　弘仁

教育予算の拡充を求める陳情

【陳情の趣旨】

教育予算を国全体として，しっかりと確保・充実させるため，次の事項について地方自治法第９９条の規定に基づき，貴市議会から国に対し意見書を提出していただきたい。

１　きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，この根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
３　東日本大震災における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

【陳情の理由】

３５人以下学級について，昨年，義務標準表が改正され小学校１年生の基礎定数化がはかられたものの，今年度小学校２学年については加配措置に留まっています。

日本は，ＯＥＣＤ諸国に比べて，１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには，ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では，約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として，２６～３０人を挙げており（それ以下を含めると約９割），保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。

子どもたちが全国どこに住んでいても，機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法に明記されています。しかし，教育予算について，ＧＤＰに占める教育費の割合は，ＯＥＣＤ加盟国（２８カ国）の中で日本は最下位となっています。教育予算を拡充するとともに義務教育費国庫負担制度を堅守することが重要です。

さらに，東日本大震災・竜巻等被災において，学校施設の被害や子どもたちの心のケアの問題，子どもたち，教職員の負担増など教育関係の影響も大きく，政府として人的・物的な援助や財政的な支援を継続すべきと考えます。

将来を担い，社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。こうした観点から２０１３年度政府の予算編成において，上記事項の実現のため地方自治法の第９９条の規定に基づく意見書を提出していただけるよう陳情書を提出いたします。